

杉並区立向陽中学校 いじめ防止基本方針

令和2年5月29日

杉並区立向陽中学校

校長 中谷 愛

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が制定され、「いじめ防止基本方針」の制定が義務づけられました。向陽中学校では、いじめ問題解決に向けて教職員、生徒、保護者・地域の皆様と共に取り組むたいと思ひ下記の基本方針を作成いたしました。

1. 方針

本校は、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめはどの子供にも起こりうる」「どの子供も被害者にも加害者にもなり得る」という認識に立ち、保護者・地域・教育委員会・関係機関と協働していじめの未然防止、早期発見、早期対応、解決に向けて以下のような方針を定め、「いじめ」対策に取り組む。

2. 組織

校長・副校長・生活指導主任・教務主任・第3学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーで構成するいじめ防止対策委員会を設置する。この委員会は、担任、学年と情報を共有し、連携を密にしながら日常的、恒常的にいじめ防止、解決に向けて組織的に対応する。必要に応じて特別支援コーディネーターやSSW（スクールソーシャルワーカー）等を加えることができる。

3. いじめ未然防止の取り組み

- (1) 学級活動の充実 よりよい生活や人間関係を築く力をはぐくみ、ルールや規範を守る意識を高める。
- (2) 道徳教育の充実 年2回の「命の教育」をはじめ道徳の授業の充実や人権教育の実践を進める。
- (3) 特別活動の充実 豊かな情操をはぐくみ、他者とのコミュニケーションを図る力を養う。
- (4) 教育相談の充実 年3回の生活アンケート（3年間保存）、QI調査や個人面談による生徒の人間関係を把握する。
- (5) 情報モラル教育の充実 SNSの扱い方等関係諸機関と連携して全校を対象とした授業を行う。
- (6) 生徒会活動の充実 「いじめ0%五か条」の浸透と実践のため生徒の自治活動を支援する。

4. いじめ解決への取り組み

- (1) いじめを発見した場合は管理職に報告し、いじめ防止対策委員会を中心に全職員が情報を共有し、事実確認を行う。
- (2) いじめを受けた生徒、通報者の安全を確保し、生徒や保護者の支援を行う。
- (3) いじめが確認された場合、重大事態に対しては教育委員会への報告や調査、SSWや所轄警察署との連携により解決に取り組む。
- (4) いじめが解消した後も、3ヶ月間は経過観察を続け生徒理解に努めるとともに適切な指導を行う。

5. その他

- (1) いじめが複雑化・多様化する中、いじめは「複合問題」の認識の下、保護者、学校運営協議会や学校支援本部をはじめ生徒の健全育成に関する諸団体と連携し、地域全体で解決に向けて取り組む。
- (2) 基本方針に基づく取り組みの実施状況について学校評価を行う。